船橋市市民活動支援審査会市民委員の選考に関する要綱

平成２２年３月１日 施行　協第１０１号
平成２４年１０月２２日一部改正施行　協第１０５号
平成２８年９月１５日一部改正施行　協第１３２号

（設置）
第１条　船橋市市民活動支援審査会市民委員の選考のための審査をするため、船橋市市民活動支援審査会市民委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

（組織）
第２条　選考委員会は、次の者をもって組織する。

⑴　市民協働課長（以下「課長」という。）

⑵　その他市長が必要と認める者

（会議及び議事）
第３条　選考委員会の会議は、課長が招集し、選考を行う。

（選考方法等）
第４条　選考は、小論文及び面接にて行うものとする。

（選考結果）
第５条　課長は市民委員応募者に対し、前条に基づく選考を実施した後、速やかに選考結果を通知しなければならない。

（補則）
第６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則
この要綱は、平成２２年３月１日から施行する。

附　則
この要綱は、平成２４年１０月２２日から施行する。

附　則
この要綱は、平成２８年９月１５日から施行する。